



## 浦和統括センターにおいて

# 輸送サービス労組への 不当労働行為が発生！

6月7日、池田新幹線統括本部長名で発出された「社員の皆さんへ」の周知が浦和統括センター企画 UT リーダー名で発信されました。

社員周知を目的として発信しているものですから、客観的事実を基に表題は「社員の皆さんへ」と発信すれば良いはずです。

しかし、今回発信された表題には企画 UT リーダー個人の思いや考えが反映され【社員の皆さんへ】輸送サービス労組のホームページでの喧伝についてと記載されました。これは明確な労働組合に対する支配介入となり不当労働行為です。

～客観的事実とは～

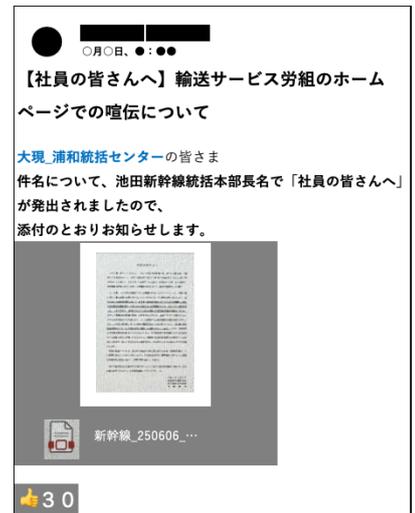
第三者の視点、つまり主観（自分の考えや感情）を排除して、誰が見ても同じように判断できる事実のこと。具体的にはデータや数字、目に見える事実など

この間、大宮地本は情報漏洩の対応や再発防止策の策定、貸与された PC・タブレットの不適切使用、情報漏洩の隠蔽など、企業ガバナンスや情報セキュリティについて団体交渉や情報発信を行ってきました。

団体交渉においても、SharePoint や Teams などを使用して社友会活動や労働組合活動についての発信してはならないと会社は回答していますが、残念ながら今回管理者によって「喧伝」というネガティブな言葉を使用した不当労働行為が発生しました。

さらに、今回の発信に対して誰も気付かず、統括センター所長をはじめ多くの管理者が「👍」スタンプまでしている始末です。

人それぞれ考え方が違うので、輸送サービス労組への嫌悪感があるのは否定しませんが、管理者の立場を利用して意図的に誹謗中傷を行う事は不当労働行為＝企業犯罪です。



※イメージ図

繰り返される管理者の不祥事に対して、

企業倫理やコンプライアンスの教育を行うべきだ！